

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩和
福島県監査委員 高橋宏和

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査等の対象及び実施内容
 - 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
只見線管理事務所	令和4年度	令和5年7月13日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査
環境創造センター	令和4年度	令和5年7月19日	高橋宏和		実地監査

(2) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津保健福祉事務所	令和4年度	令和5年7月11日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査

相双保健福祉事務所	令和4年度	令和5年7月21日	高橋 宏和		実地監査
県南保健福祉事務所	令和4年度	令和5年7月28日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(3) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
ハイテクプラザ	令和4年度	令和5年6月16日	高野光二	高橋宏和	実地監査

(4) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
水産資源研究所	令和3年度 令和4年度	令和5年5月30日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
南会津農林事務所	令和4年度	令和5年7月11日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県南農林事務所	令和4年度	令和5年7月28日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(5) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
相双建設事務所	令和4年度	令和5年7月21日	高橋 宏和	実地監査

(6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
原町高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年6月14日	高野光二	高橋宏和	実地監査
相馬農業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年6月14日	高野光二	高橋宏和	実地監査
喜多方桐桜高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年6月15日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
喜多方高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年7月12日	高橋 宏和		実地監査
会津農林高等学校	令和4年度	令和5年7月12日	高橋 宏和		実地監査
会津西陵高等学校	令和4年度	令和5年7月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
須賀川創英館高等学校	令和4年度	令和5年7月26日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
郡山北警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年5月24日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
須賀川警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年5月24日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
いわき東警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年6月1日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)

- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
 (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げていくか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 生活環境部

ア 監査した結果、次の2件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
環境創造センター	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の一部を変更する必要が生じたが、変更契約の締結及び支出負担行為の作成を行わなかった。 ・不用となった物品を売却する際に物品売払調書を作成していなかった。また、歳入科目を物品売払代金とすべきところ、雑入として収入調定していた。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 保健福祉部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 商工労働部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 土木部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の県営住宅の家賃算定において、一部の世帯で誤って特別低減を適用し過少に算定したため、追加で徴収する必要があるが生じた。

(6) 教育委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第19号

令和5年3月24日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

5 財 第 5 0 0 号
令和5年5月31日

福島県監査委員 山 田 平四郎
福島県監査委員 高 野 光 二 様
福島県監査委員 佐 竹 浩 和
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

令和4年度行政監査の結果について（通知）

令和5年3月14日付け4福監第383号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
公益法人等に対する指導監督事務について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>2 監査委員意見（個別的事項）</p> <p>意見1 コロナ禍での特殊要因に起因し公益認定法に定める財務3基準が遵守されていない公益法人があることから、公益法人所管課においては、不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい。</p> <p>（税務課、市町村行政課、福島イノベーション・コースト構想推進課、スポーツ課、生活交通課、国際課、一般廃棄物課、社会福祉課、障がい福祉課、健康づくり推進課、地域医療課、医療人材対策室、食品生活衛生課、経営金融課、雇用労政課、産業振興課、観光交流課、農業担い手課、畜産課、用地室、都市計画課、まちづくり推進課、下水道課）</p>	<p>（税務課） 全公益法人へ財務3基準の遵守について改めて周知を行った。 併せて、不適合の公益法人については、対応策を示した上で、是正に向けた指導を行った。</p> <p>（市町村行政課） 不適合法人に対し、是正をするよう指導、助言を行った。</p> <p>（福島イノベーション・コースト構想推進課） （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構において、令和3年度に累積の剰余金を特定費用準備資金に積み立てを行った。また、同じく令和3年度に公益目的事業の統合も行ったことで、全体の損益を通算した明確な資金管理を行うことが可能になったため、引き続き財務3基準の遵守に努める。</p> <p>（スポーツ課） 立入検査や定期提出書類提出時等の機会を捉えて指導しており、引き続き指導、助言に努めたい。</p> <p>（生活交通課） （公財）福島県交通遺児奨学基金協会については、当該協会等の活動の成果として、交通事故が減少しており、交通遺児も減少傾向にあるが、協会の収支としては、収益（剰余金＋寄附金）が費用を上回る状況が続いており、収支相償を満たしていない。 今後は、前回奨学金の引き上げを行った令和2年度から3年が経過した令和5年度に奨学金支給額の引き上げを検討し、収支の均衡を図ることとしたい。</p>

(国際課)

(公財) いわき市国際交流協会については、収支相償に抵触していた(令和3年度立入検査における指導事項)ことから、令和4年度事業計画では余剰金の解消に向けた取組を盛り込んだところであり、引き続き収支相償に抵触しない公益法人会計を行うよう当該法人を指導していくこととしている。

(一般廃棄物課)

(公財) 福島県浄化槽協会については、令和3年度において新型コロナウイルスの影響により一部事業の中止・縮小を行ったため、収支相償を満たさなくなったが、令和4年度事業計画では、収支相償を満たす内容としている。今後も、適正に運営されるよう指導、助言に努めていく。

(社会福祉課)

コロナ禍による事業の縮小などの制約を受けた影響により、剰余金を解消することができなかったが、今後、(当該法人は)大規模修繕費用等を計上して(剰余金の)解消に取り組む予定である旨、確認している。当課もコロナ禍の影響等を慎重に見極めつつ、当該法人に対して、引き続き改善を進めていくよう助言していくこととする。

(障がい福祉課)

不適合があった(公社)福島県視覚障がい者福祉協会については、令和4年度立入検査時に不適合の是正に向けた助言・指導を行った。今後も継続して不適合の是正に努めることとする。

(健康づくり推進課)

財務3基準について、所管する公益法人に適切に指導、助言を行っていく。

(地域医療課)

公益法人の公益目的事業活動については、コロナ禍により制限せざるを得ない状況が続いていたところである。立入検査の際や、事業報告書の提出時等をとらえ、財務基準を達成するよう促していく。

(医療人材対策室)

公益法人の公益目的事業活動については、コロナ禍により制限せざるを得ない状況が続いていたところである。新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえ、立入検査の際や、事業報告書の提出時等を捉え、財務3基準を達成するよう促していく。

(食品生活衛生課)

対象法人は既に是正されている。適切な運営について引き続き指導、助言していく。

(経営金融課)

財務3基準を遵守し、適切な運営を行うよう、適宜指導や助言に努めている。

(雇用労政課)

収支相償超過団体について、翌年度以降公益目的事業計画への充当で計画的な解消が図られるよう、事業計画書、事業報告書等の定期提出書類の審査及び立入検査の機会を捉えて引き続き指導等を行う。

(産業振興課)

財務3基準(収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額保有制度)のうち、収支相償を満たしていない法人については、立入検査において、コロナ禍の影響で計画どおり事業を実施できなかったことを確認し、事業の拡大を図り、解消に努めるよう指導した。

(観光交流課)

コロナにより一時的に余剰金が発生しているものであるため、公益目的事業に充当していき中長期的に解消していくよう指導をしていく。

(農業担い手課)

財務3基準については、所管する2公益法人のうち、1法人については、すべて適合しているが、他の1法人については、収支相償のみ不適合であるため、今後は適合に向け、公益目的事業の新規事業追加、現行事業の拡大及び県受託事業にかかる受託料の見直しなどにより、剰余金の解消を図るよう指導する。

(畜産課)

所管法人の財務3基準の遵守について、所管法人への指導、助言に努める。

(用地室)

(公社)福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会における、収支相償超過については、累計剰余金を翌年度以降の公益目的事業計画に充当することで解消を図ることを確認している。

(都市計画課)

(公財)白河観光物産協会において、新型コロナウイルスによるイベント等の中止の影響で剰余金が生じているが、次年度以降に来客増に向けた事業投資等に

意見2 公益法人の適正な運営状況を確認するため、3年に1回の頻度で実施する立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、検査員は2名以上とされているが、1名で実施している事例があり、課内で人員を調整するなど複数名での対応に努められたい。

(税務課、職員研修課、市町村行政課、消防保安課、復興・総合計画課、福島イノベーション・コースト構想推進課、文化振興課、生涯学習課、スポーツ課、生活交通課、国際課、一般廃棄物課、社会福祉課、障がい福祉課、健康づくり推進課、地域医療課、医療人材対策室、食品生活衛生課、こども・青少年政策課、経営金融課、雇用労働課、産業振興課、観光交流課、農業担い手課、環境保全農業課、園芸課、畜産課、水産課、森林計画課、林業振興課、用地室、都市計画課、まちづくり推進課、下水道課、建築指導課)

使用する計画がある。今後も不適合の是正に向けた指導、助言に努めていく。

(まちづくり推進課)

(公財)福島県まちづくり区画整理協会における、収支相償超過については、翌年度以降公益目的事業計画へ充当していることを公益認定等事務支援システムにて確認した。引き続き計画的な解消を図るよう指導、助言した。

(公財)福島県都市公園・緑化協会において、コロナ禍での特殊要因に起因し公益認定法に定める財務3基準は遵守されており、引き続き適正な実施について指導、助言していく。

(下水道課)

(公財)福島県下水道公社において、コロナ禍での特殊要因に起因し、公益認定法に定める財務3基準のなかで収支相償が超過している。事業安定化に資する準備資金を新設するなど公益目的事業計画への中期計画的な解消を検討しており、今後も適正な実施に向けた指導、助言をしていく。

(税務課)

全公益法人へ3年に1回の頻度で複数名により検査を実施している。

(職員研修課)

既に複数名での検査体制を構築している(令和2年度は総括主幹、主任主査、担当の計3名が対応。)

(市町村行政課)

要領に基づき、総括主幹兼副課長、主任主査及び担当の3人体制で対応している。

(消防保安課)

前回実施時は課員3名で対応しており、引き続き「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、複数名で対応していく。

(復興・総合計画課)

復興・総合計画課で所管している(公社)福島県不動産鑑定士協会に対する、直近の立入検査は、令和4年度に2名で実施した。引き続き2名以上での立入検査を行う。

(福島イノベーション・コースト構想推進課)

令和3年度に実施した立入検査において、当課では2名で実施をしていた。引き続き、複数名での実施をしていく。

(文化振興課)

立入検査については、複数名で実施している。

(生涯学習課)

立入検査については、複数名で実施している。

(スポーツ課)

令和4年度より2名体制で検査を実施している。

(生活交通課、国際課、一般廃棄物課)

すべての法人で複数名での立入検査を実施している。

引き続き、適切に対応していく。

(社会福祉課)

当課で実施している立入検査については、毎回2名以上で実施している。

(障がい福祉課)

すべての法人において複数名(2名)で立入検査を実施している。

(健康づくり推進課)

当課所管の公益法人については、複数名により検査を実施している。

(地域医療課)

所管する公益法人への立入検査については、3年に1度の検査となるよう、ローテーションを組んで実施しており、訪問の際は複数名で対応しているところである。なお、令和4年度については7法人に対して立入検査を実施している。

(医療人材対策室)

当室所管の公益法人については、複数名による検査体制により検査を実施している。

(食品生活衛生課)

複数名での対応を継続する。

(子ども・青少年政策課)

当課所管の(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構に対する3年に1回の立入検査については、令和4年12月22日に、総括主幹兼副課長を筆頭に主任主査1名、主事2名の計4名で実施したところである。前回令和元年度の立入検査の際も同様の体制で臨んでいる。

(経営金融課)

立入検査は2名で行うよう検査体制を構築しており、その体制を徹底している。

(雇用労政課)

当課においてはすべて2名体制で実施しており、引き続き当該体制を維持する。

(産業振興課)

これまでの立入検査については、すべて2名以上の複数名で対応している。

(観光交流課)

前回立入検査は複数名で実施している。令和5年度は立入検査実施年度でもあるため、主任+担当等の複数名で対応するようにする。

(農業担い手課)

公益財団法人の立入検査は、監督担当主任主査に加え、2名の立入検査担当主任主査を充てて実施している。令和4年度においても、3名で立入検査を実施した。本年度においても、同様の体制としている。

(園芸課)

所管法人の立入検査に当たっては、複数名で対応することとしている。

(畜産課)

「公益法人等立入検査実施要領」に基づき複数名での検査を実施しているところである。引き続き複数名での検査に努める。

(水産課)

「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、複数名の検査員によりこれを実施している。引き続き複数名の検査員による立入検査に努める。

(環境保全農業課)

立入検査については課内の2名で対応している。

(森林計画課、林業振興課)

既に複数名での検査体制を構築している。

(用地室)

(公社)福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対して、立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、2名で対応している。

(都市計画課)

(公財)白河観光物産協会に対して、直近では、令和3年1月28日に立入検査を検査員2名で実施した。令和5年度も2名で立入検査を実施予定。

(まちづくり推進課)

意見3 県所管課の執務室内に設置されている公益法人については、補助金等の交付や管理職員が他団体事務従事等で当該法人の執務を担うなど、財政的、人的関与が深いことから、これらの関係性に影響され、中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることがないよう、当該法人の財務等の審査、監査を部局主管課等の他課職員が実施するなどの配慮をされたい。

(スポーツ課、生活交通課、社会福祉課、地域医療課)

意見4 公益法人事務に従事する職員の資質向上の観点から、年度当初に初任者研修を実施するとともに、公益法人会計基準等複式簿記に係る研修への理解促進が図られるよう、公認会計士等を講師としたより専門的な研修について検討されたい。

(私学・法人課)

(公財) 福島県まちづくり区画整理協会に対して、令和2年度から令和4年度まで、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき立入検査を実施した。その際、検査員は2名以上で実施している。

引き続き、検査員は2名以上で実施する。

(公財) 福島県都市公園・緑化協会に対して、3年に1回の頻度で「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、直近では、令和3年10月6日に検査員2名体制で立入検査を実施している。

(下水道課)

(公財) 福島県下水道公社に対して、直近では、令和3年1月27日に検査員複数名体制で立入検査を実施している。今後も複数名での立入検査を継続する。

(建築指導課)

(公社) 福島県建築士会、(公社) 福島県宅地建物取引業協会に対して、2名以上の検査員により、立入検査を実施している。

(スポーツ課)

中立、独立性を担保するため局内を含めた他団体事務に従事しない職員が検査を実施するよう検討していく。

(生活交通課)

今後、他課職員が、財務等の審査、監査を実施するなど中立的な監査体制を構築していきたい。

(社会福祉課)

立入検査については、例年、当課の職員が実施しているが、当該法人を所管しているライン(地域福祉担当)ではなく、当該法人に係る事務に関与しない(無関係の)ラインの職員が検査を実施しており、中立性を確保しているところである。

(地域医療課)

(公財) 福島県臓器移植推進財団の他課職員による監査実施については、御意見を踏まえ、保健福祉総務課と調整するなど検討することとしたい。

(私学・法人課)

これまで6月頃から実施していた初任者研修(年3回)を、令和5年度は4月27日から前倒しして実施する。また、今年度から、内閣府が初任者向けオンライン研修を4月と5月に実施することになった。

公益法人会計基準等複式簿記については、既存の初任者研修の中で、財務諸表

意見5 公益法人が県民や関係者の理解を得て、公益目的事業を適切に実施していくためには、法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示する必要があることから、所管課において適切に指導、助言されたい。

(税務課、職員研修課、市町村行政課、消防保安課、復興・総合計画課、福島イノベーション・コースト構想推進課、文化振興課、生涯学習課、スポーツ課、生活交通課、国際課、一般廃棄物課、社会福祉課、障がい福祉課、健康づくり推進課、地域医療課、医療人材対策室、食品生活衛生課、こども・青少年政策課、経営金融課、雇用労働課、産業振興課、観光交流課、農業担い手課、環境保全農業課、園芸課、畜産課、水産課、森林計画課、林業振興課、用地室、都市計画課、まちづくり推進課、下水道課、建築指導課)

の読み方等を取り扱うことで対応したい。

(税務課)

既に全開示となっている8公益法人については、その状態を継続するよう指導を行った。

一部の項目が非開示となっている2公益法人については、情報公開の必要性について改めて説明し、全ての項目を開示するよう指導を行った。

(職員研修課)

(公財)ふくしま自治研修センターは、ホームページ上で既に情報公開を実施している。その状態を継続するよう引き続き指導していく。

(市町村行政課)

未開示法人に対し、開示をするよう指導、助言を行った。なお、既に開示している法人に対しても、継続するよう指導、助言を行った。

(消防保安課)

定款、財務諸表等の開示については、指導、助言済みであり、ホームページで公表を行っている。

(復興・総合計画課)

復興・総合計画課で所管している(公社)福島県不動産鑑定士協会においては、ホームページ上で定款、貸借対照表、予算書、事業計画及び事業報告を公開している。引き続き公開を継続するよう指導を行う。

(福島イノベーション・コースト構想推進課)

(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構において、定款や財務諸表等の法人情報をホームページにて開示している。引き続き、県民や関係者からの理解を得られるよう継続していく。

(文化振興課)

立入検査や定期提出書類提出時等の機会を捉えて、引き続き指導、助言に努めたい。

(生涯学習課)

立入検査や定期提出書類提出時等の機会を捉えて、引き続き指導、助言に努めたい。

(スポーツ課)

立入検査や定期提出書類提出時等の機会を捉えて、引き続き指導、助言に努めたい。

(生活交通課、国際課、一般廃棄物課)
すべての法人で積極的に法人情報等を開示している。
引き続き、適切に対応していく。

(社会福祉課)
情報公開は適切に行われているが、当該状況を継続するように、今後も助言を行うこととする。

(障がい福祉課)
当課所管の3法人はいずれもホームページにて事業報告・財務諸表等の情報公開を行っているが、すべての項目において情報開示を行っていない2法人については、定款等を含むすべての項目について情報を開示するよう指導を行った。また、全項目開示している法人についても、引き続き継続していくよう指導を行った。

(健康づくり推進課)
法人情報の積極的な開示の必要性について、所管する公益法人に理解を促すとともに指導、助言を行っていく。

(地域医療課)
法人情報が開示されていない公益法人については、立入検査の際や、事業報告書の提出時等を捉え、開示するよう指導・助言を行っていく。

(公財)福島県臓器移植推進財団では、ホームページで、定款、及び各年度の収支予算書、事業報告書、収支決算報告書を公表しているところである。

(医療人材対策室)
法人情報が開示されていない公益法人については、立入検査の際や、事業報告書の提出時等を捉え、開示するよう指導・助言を行っていく。

(食品生活衛生課)
適切な運営について引き続き指導、助言していく。

(子ども・青少年政策課)
(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構においては、ホームページに定款をはじめ、評議員・役員名簿、事業計画及び事業報告等を継続して掲載しているほか、事業内容についても積極的に情報発信に努めている。引き続き情報発信の強化に努めるよう指導していく。

(経営金融課)
法人が積極的に法人情報を開示するよう、指導や助言を行っている。また、適

切な情報開示に努めていないケースが見られたときは指導を行っている。

(雇用労政課)

事業計画書、事業報告書等の定期提出書類の審査及び立入検査の機会を捉えて引き続き指導、助言を行う。

(産業振興課)

各法人のホームページで定款等の法人情報や事業の実施状況等の公開に加え、広報紙の発行を確認した。

立入検査時においても、引き続き、積極的な情報開示に努めるよう指導した。

(観光交流課)

現在も法人情報の開示をしているため、引き続き、適切に情報開示をしていくよう指導する。

(農業担い手課)

所管する2公益法人とも、定款、財務諸表、役員名簿等に加え、実施している事業内容について、事業の推進方針及び計画書等をホームページに掲載し、県民への周知を図っており、今後も情報公開に努めるよう指導する。

(環境保全農業課)

(公社)福島県植物防疫協会ではホームページにて定款、財務関係資料を開示している。

(園芸課)

所管法人について、適切な情報公開を継続するよう指導していく。

(畜産課)

所管法人は、ホームページにおいて、定款、財務諸表等の法人情報を公開している。引き続き、必要な情報公開が図られるよう適切な指導、助言に努める。

(水産課)

所管法人は、公益目的事業を適切に実施していくため、ホームページにおいて定款、財務諸表等の法人情報を開示している。引き続き必要な情報公開が図られるよう適切な指導、助言に努める。

(森林計画課、林業振興課)

全ての項目において情報開示するよう継続して指導を行っている。

(用地室)

(公社)福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会において、協会のホームページにて、定款、財務諸表等の法人情報が

開示されていることを確認している。

(都市計画課)

(公財)白河観光物産協会において、協会のホームページにて、定款、役員名簿、収支予算書を含めた事業計画書、貸借対照表及び正味財産増減計算書を含めた事業報告書を公表している。

(まちづくり推進課)

(公財)福島県まちづくり区画整理協会において、協会のホームページにて定款、役員名簿、収支決算、収支決算等が開示されており、引き続き適切に法人情報を開示するよう助言した。

(公財)福島県都市公園・緑化協会において、協会のホームページにて定款、役員名簿、収支予算書、貸借対照表等が開示されており、引き続き適切に法人情報を開示するよう助言した。

(下水道課)

(公財)福島県下水道公社において、公社のホームページにて定款、役員名簿、収支予算書、貸借対照表等の法人情報が適切に開示されている。

(建築指導課)

(公社)福島県建築士会、(公社)福島県宅地建物取引業協会の各ホームページにおいて、各法人情報が開示されていることを確認した。また、今後も引き続き情報開示を行うよう指導した。

(税務課)

全公益法人へインボイス制度及び関連する各種軽減特例措置について改めて周知を行った。
また、登録申請の状況について確認を行った。

(職員研修課)

(公財)ふくしま自治研修センターは、既に登録済みである。

(市町村行政課)

未登録法人に対し、制度の周知及び検討状況の確認を行った。また、登録申請済法人に対し、進捗状況の確認を行った。

(消防保安課)

適格請求書発行事業者として、すでに登録は完了している。

(復興・総合計画課)

復興・総合計画課で所管している(公社)福島県不動産鑑定士協会においては、すでに適格請求書等発行事業者登録を行っ

意見6 公益法人が免税事業者であっても、適格請求書等発行事業者登録を行わない場合、取引先において仕入税額控除ができなくなるので、所管課においては、各種軽減特例措置も考慮のうえ、各法人に対してインボイス制度の周知、確認をされたい。

(税務課、職員研修課、市町村行政課、消防保安課、復興・総合計画課、福島イノベーション・コースト構想推進課、文化振興課、生涯学習課、スポーツ課、生活交通課、国際課、一般廃棄物課、社会福祉課、障がい福祉課、健康づくり推進課、地域医療課、医療人材対策室、食品生活衛生課、こども・青少年政策課、経営金融課、雇用労政課、産業振興課、観光交流課、農業担い手課、環境保全農業課、園芸課、畜産課、水産課、森林計画課、林業振興課、用地室、都市計画課、まちづくり推進課、下水道課、建築指導課)

ている。

(福島イノベーション・コースト構想推進課)

(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構においては、インボイス制度を登録済みとなっている。

(文化振興課)

適格請求書等発行事業者登録の登録手続は完了している。

(生涯学習課)

適格請求書等発行事業者登録の登録手続は完了している。

(スポーツ課)

立入検査や定期提出書類提出時等の機会を捉えて指導しており、引き続き周知、確認をしていく。

(生活交通課)

(公財)福島県トラック協会については、適格請求書等発行事業者登録を実施している。

なお、(公社)福島県バス協会及び(公財)福島県交通遺児奨学基金協会については、インボイス制度の周知を行ったところだが、法人の方針として登録を実施しないこととしている。

(国際課)

(公財)福島県国際交流協会については、会計監査委託先である会計事務所へ対応を協議した上で、対応不要としている。

(公財)いわき市国際交流協会については、課税売り上げの相手方がいわき市と個人に限定されており、また、簡易課税制度を選択しているため仕入れに関しては影響がない。

そのため、今後、いわき市がインボイスを求めるかどうか、及びインボイス登録しないことにより委託料に影響があるかどうかを確認した上で方針を決定する予定。

(一般廃棄物課)

(公財)福島県浄化槽協会については、顧問税理士に確認の上で、インボイス制度への対応については不要としている。

(社会福祉課)

各法人に確認済み。収益事業を行わない法人は「導入予定なし」、収益事業を行う法人は「登録済み」という回答を得ている。

(障がい福祉課)

導入予定なしの3法人について、インボイス制度の必要性について改めて周知を行った。なお、当課所管の3法人はいずれも導入予定はない。

(健康づくり推進課)

インボイス制度の導入状況について、所管する公益法人に確認を行っていく。

(地域医療課)

インボイス制度への各法人の対応状況については、令和5年4月25日現在で所管する12法人のうち、11法人はすでに事業者登録済みであった。(公財)遠藤医療福祉助成財団については、行政監査時に対応無しとの回答であり、現在のところ未登録となっている。

なお、当該団体については、昨年度課税取引は無く、実施事業は福祉団体への補助金のみである。

(医療人材対策室)

インボイス制度の導入について、所管する公益法人に制度の必要性も含め周知、確認を行っていく。

(食品生活衛生課)

引き続き必要な周知、確認をしていく。

(子ども・青少年政策課)

(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構においては、令和4年5月31日付けで適格請求書発行事業者の登録申請を行い、福島税務署より令和5年10月1日付けで適格請求書発行事業者として登録されている。

(経営金融課)

インボイス制度は導入済みであり、もれなく実施していることを確認している。

(雇用労政課)

各シルバー人材センターにおいては、登録番号取得を予定している。(公社)須賀川労働基準協会においては、検討中であるため、引き続き適宜助言等を行う。

(産業振興課)

各法人に対してインボイス制度の周知を行うとともに、対応状況を照会し、税務署への申請、登録が完了したことを確認した。

(観光交流課)

(公財)郡山コンベンションビューローについては、導入予定なしとしているため、立入検査等の際に再度説明し、導入

を検討していただくようにする。
他2法人については導入済み。

(農業担い手課)

所管する2公益法人のうち、1法人については、令和5年1月に適格請求書発行事業者の登録を終えたが、他の1法人については、未登録であるため、各種軽減特例措置も含めインボイス制度の理解を進め、制度の導入を促す。

(環境保全農業課)

(公社)福島県植物防疫協会では令和4年11月に手続が終了している。

(園芸課)

所管法人に対し、インボイス制度について情報提供し登録について検討するよう依頼した。

当該法人については、青果物の価格低落時の価格差補給金の交付を主たる業務として行っており、仕入控除の対象となる取引先がほぼ存在しないことから、登録を行わないこととした旨の報告があった。

(畜産課)

所管法人に対して、インボイス制度の周知、確認を行うこととする。

(水産課)

所管法人は、適格請求書等発行事業者登録を完了している。引き続きインボイス制度の周知等に努める。

(森林計画課、林業振興課)

全ての所管法人について、適格請求書等発行事業者登録済みであることを確認している。

(用地室)

(公社)福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会におけるインボイス制度への対応について、所管法人が令和4年10月1日に所轄税務署へ適格請求書発行事業者の登録を行ったことを確認している。

(都市計画課)

(公財)白河観光物産協会において、令和5年4月26日にインボイス制度登録済みであることを確認した。

(まちづくり推進課)

(公財)福島県まちづくり区画整理協会において、令和5年4月27日にインボイス制度登録済みであることを確認した。

(公財)福島県都市公園・緑化協会において、令和5年4月27日にインボイス

	<p>制度登録済みであることを確認した。</p> <p>(下水道課) (公財) 福島県下水道公社において、令和5年4月27日にインボイス制度登録済みであることを確認した。</p> <p>(建築指導課) (公社) 福島県建築士会は、登録について検討中とのことから、登録の必要性について再度周知した。 (公社) 福島県宅地建物取引業協会は、登録済みであることを確認した。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 2 0 号

令和5年3月24日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 5 教 財 第 1 9 6 号
 令 和 5 年 6 月 2 日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文 函

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和5年3月14日付け4福監第383号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別 紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
 公益法人等に対する指導監督事務について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>2 監査委員意見（個別的事項）</p> <p>意見1 コロナ禍での特殊要因に起因し公益認定法に定める財務3基準が遵守されていない公益法人があることから、公益法人所管課においては、不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい。</p> <p>(職員課、福利課、社会教育課、文化財課、義務教育課、高校教育課、健康教育課)</p>	<p>(職員課) コロナ禍のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、単年度で収入が費用を上回った場合であっても、当課としては、内閣府の考えに準拠し、その状況を酌量して対応している。とりわけ「収支相償」にあっては、単年度の収支が必ず均衡するよう杓子定規に求めるものではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用している。</p> <p>(福利課) 収支相償超過については、翌年度以降</p>

意見2 公益法人の適正な運営状況を確認するため、3年に1回の頻度で実施する立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、検査員は2名以上とされているが、1名で実施している事例があり、課内で人員を調整するなど複数名での対応に努められたい。
(職員課、福利課、社会教育課、文化財課、義務教育課、高校教育課、健康教育課)

公益目的事業計画への充当で計画的な解消を図るよう指導、助言に努める。

(社会教育課)

収支相償の要件を満たせていない法人に対しては、具体的な余剰金費消の計画を示してもらい、財務上不適切な状態を解消するよう指導を行う。

(文化財課)

所管する公益法人が引き続き法令遵守していくよう制度所管課と連携して進めている。

(義務教育課)

当課所管法人のうち1法人において、財務3基準の一部が遵守されていなかった。コロナ禍におけるイベント中止に伴う助成金支出の減少が原因であるため、やむを得ないものと考えられるが、公益目的内での助成対象拡大の検討等、引き続き指導、助言を行う。

(高校教育課)

当課所管法人のうち3法人において財務3基準の一部が遵守されていなかった。公益目的内での助成対象拡大の検討等、引き続き指導、助言を行う。

(健康教育課)

事業報告書の審査の際に確認し、不適合があれば、指導、助言を行う。

(職員課)

直近で令和2年に立入検査を実施しましたが、いずれの法人についても2名で立入検査を実施している。令和5年度も立入検査を実施する予定であり、2名体制で対応していく。

(福利課)

対応済みである。

(社会教育課)

実地検査については毎年2～3名での実施を行っている。今後も法人との日程、人員の調整を適切に行い、複数名での対応を継続できるよう努めていく。

(文化財課)

令和4年度に立入検査を実施した際には、職員2名で検査を実施している。

(義務教育課)

3年に1回の頻度で実施する立入検査については、従前より複数名で実施しており、今後も同様に対応する。

意見3 県所管課の執務室内に設置されている公益法人については、補助金等の交付や管理職員が他団体事務従事などで当該法人の執務を担うなど、財政的、人的関与が深いことから、これらの関係性に影響され、中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることがないように、当該法人の財務等の審査、監査を部局主管課等の他課職員が実施するなどの配慮をされたい。

(職員課)

意見5 公益法人が県民や関係者の理解を得て、公益目的事業を適切に実施していくためには、法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示する必要があることから、所管課において適切に指導、助言されたい。

(職員課、福利課、社会教育課、文化財課、義務教育課、高校教育課、健康教育課)

(高校教育課)

3年に1回の頻度で実施する立入検査については、検査員として予定していた者の病休、コロナ対策本部への派遣による人員減等により、検査員を割り当てることができなかったため当課所管法人のうち1法人について1名での実施となった。

今後は必ず2名以上で対応できるよう計画し実施していく。

(健康教育課)

今までも検査員2名で対応しており、引き続き、2名で対応していく。

(職員課)

当課の執務室内に設置されている(公財)福島県学術教育振興財団の事務局は、教育総務課職員が所掌している。当課においては法人から提出される定期提出書類の審査業務を行っている。

また、当該法人は、年度毎に監事である外部機関の税理士による財務等の監事監査を受けている。当該法人から提出を受ける定期提出書類は、監事監査で認められた内容を会議資料とし、外部機関の役員で構成される理事会・評議員会に提出し、承認を受けている。

(職員課)

公益法人から毎年事業報告等の定期提出書類が提出され、提出書類の基礎資料として十分な会計帳簿を備え付けているか確認している。また、法人が管理するホームページ等に最新の財務情報が掲載されているか確認し、掲載されていない法人には適切に指導、助言を行う。

(福利課)

対応済みである。

(社会教育課)

財務諸表など、財団に関する情報の開示をホームページ等で適切に行うよう、法人に対して指導を行う。

(文化財課)

所管する公益法人が引き続き情報開示していくよう制度所管課と連携して進めている。

(義務教育課)

当課所管法人のうち1法人においては、規模が小さいため専従職員もおらず、自らのホームページによる情報公開が困難であるため、「公益法人informationの閲覧請求機能」の活用を助言した。

意見6 公益法人が免税事業者であっても、適格請求書等発行事業者登録を行わない場合、取引先において仕入税額控除ができなくなるので、所管課においては、各種軽減特例措置も考慮のうえ、各法人に対してインボイス制度の周知、確認をされたい。
(職員課、福利課、社会教育課、文化財課、義務教育課、高校教育課、健康教育課)

(高校教育課)
当課所管法人1法人において、法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示していなかった。当該法人については、公益法人協会のホームページにおいて定款及び貸借対照表を公開していることを確認した。

(健康教育課)
定款以外は、ホームページで公開されている。定款についても公開するよう、指導、助言を行う。

(職員課)
インボイス制度については、内閣府作成の情報サイト「公益法人information」等を活用しつつ、今後の状況を踏まえ所管公益法人に対して適切な制度の運用を周知していく。

(福利課)
導入予定はない。

(社会教育課)
各法人でインボイス制度への対応について検討し、一部法人では導入準備を行っている段階である。今後も法人に対し制度への対応について適宜周知、確認を行う。

(文化財課)
所管する公益法人は全てインボイス制度に登録済みである。

(義務教育課)
当課所管2法人については、取引先からインボイスの交付を求められる可能性は極めて低く、公認会計士指導の下、登録を行わない方向で検討を進めていると聞いており、引き続き、対応状況を確認していく。

(高校教育課)
当課所管法人のうち4法人については、登録を行わない方向で検討しているが、今後の状況を踏まえ適宜、周知等を行う。

(健康教育課)
インボイス制度に対応する旨確認済みである。

(監査総務課)

監査公表第21号

令和5年3月24日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 福公委（会）第2号
 令和5年5月22日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一 閣

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年3月14日付け4福監第383号で報告がありました行政監査の結果に基づき、措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
公益法人等に対する指導監督事務について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>2 監査委員意見（個別的事項）</p> <p>意見1 コロナ禍での特殊要因に起因し公益認定法に定める財務3基準が遵守されていない公益法人があることから、公益法人所管課においては、不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい。 （県民サービス課）</p> <p>意見2 公益法人の適正な運営状況を確認するため、3年に1回の頻度で実施する立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、検査員は2名以上とされているが、1名で実施している事例があり、課内で人員を調整するなど複数名での対応に努められたい。 （県民サービス課、生活安全企画課、組織犯罪対策課）</p> <p>意見5 公益法人が県民や関係者の理解を得て、公益目的事業を適切に実施していくためには、法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示する必要があることから、所管課において適切に指導、助言されたい。 （県民サービス課、生活安全企画課、組織犯罪対策課）</p>	<p>（県民サービス課） 令和3年度以降は、事業を概ね計画的に実施できており、令和4年度事業決算報告において、剰余金については解消される見込みである。 なお、令和5年度以降も適正な事業計画の策定及び実施について、指導及び助言を行う。</p> <p>（県民サービス課） 令和2年度に立入検査を行った際は、4名で実施している。 今後も複数名での対応を行う。</p> <p>（生活安全企画課） 令和3年度に立入検査を行った際は、2名で実施している。 今後も複数名での対応を行う。</p> <p>（組織犯罪対策課） 令和4年度に立入検査を行った際は、4名で実施している。 今後も複数名での対応を行う。</p> <p>（県民サービス課） 当該法人のホームページ等で定款や財務諸表等の法人情報を開示している。 なお、今後も所管課として、指導及び助言を行う。</p> <p>（生活安全企画課） 当該法人のホームページで定款や財務諸表等の法人情報を開示している。 なお、今後も所管課として、指導及び</p>

<p>意見6 公益法人が免税事業者であっても、適格請求書等発行事業者登録を行わない場合、取引先において仕入税額控除ができなくなるので、所管課においては、各種軽減特例措置も考慮のうえ、各法人に対してインボイス制度の周知、確認をされたい。 (県民サービス課、生活安全企画課、組織犯罪対策課)</p>	<p>助言を行う。</p> <p>(組織犯罪対策課) 当該法人のホームページで定款や財務諸表等の法人情報を開示している。 なお、今後も所管課として、指導及び助言を行う。</p> <p>(県民サービス課) 所管公益法人については仕入控除の対象となる取引先が存在しないため、適格請求書発行事業者として申請を登録する必要はない。</p> <p>(生活安全企画課) 所管公益法人が、実施している防犯啓発品販売による収益は法人税法上非課税事業に該当する。 また、県内各地区防犯協会とは仕入れ控除の対象となる取引が存在しないことから、適格請求書発行事業者として登録することを予定していない。</p> <p>(組織犯罪対策課) 所管公益法人については仕入控除の対象となる取引先が存在しないため、適格請求書発行事業者として申請を登録する必要はない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(監査総務課)

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和4年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

(土木部（流域下水道事業会計）)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対 象 公 所 県北流域下水道建設事務所

実 施 年 月 日 令和5年8月8日

実 施 方 法 書面監査

担当監査委員 佐 竹 浩

事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の2件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指導事項)

- ・固定資産が振替伝票の作成誤りにより過大に計上されている。
- ・令和3年度に河川管理者に無償譲渡した土地及び固定資産台帳への二重計上の修正により除却した土地に係る会計処理について、令和3年度に除却に伴う資産減耗費及び特別損失は計上したものの、土地取得に要した国庫補助金等の額を資本剰余金から減額し、未処分利益剰余金に計上すべきところ、令和5年3月31日に振替処理している。

(企業局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象 公 所 企業局いわき事業所

実施年月日 令和5年8月8日

実施方法 書面監査

担当監査委員 佐 竹 浩

事業経営の状況

磐城工業用水道をはじめいわき市内4工業用水で給水事業を行っており、総給水量は313,139,394m³で、前年度と比較して738,037m³（0.2%）減少している。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。

(指摘事項)

固定資産台帳等諸帳簿の整備に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

固定資産について、総勘定元帳の減価償却残高と固定資産台帳の金額が一致していないものがある。

- ・建物（施設用建物）

総勘定元帳の残高	364,078,104円
固定資産台帳の金額	365,236,305円
差 額	△1,158,201円
- ・構築物（原水及び浄水設備）

総勘定元帳の残高	3,564,264,670円
固定資産台帳の金額	3,564,385,316円
差 額	△120,646円
- ・構築物（その他構築物）

総勘定元帳の残高	458,676,617円
固定資産台帳の金額	458,402,082円
差 額	274,535円
- ・機械及び装置（電気設備）

総勘定元帳の残高	2,492,090,615円
固定資産台帳の金額	2,498,388,365円
差 額	△6,297,750円
- ・機械及び装置（その他機械装置）

総勘定元帳の残高	2,101,580,151円
固定資産台帳の金額	2,091,242,856円
差 額	10,337,295円
・ 車両運搬具（車両運搬具）	
総勘定元帳の残高	10,798,209円
固定資産台帳の金額	10,186,323円
差 額	611,886円
・ 合 計	
総勘定元帳の残高	8,991,488,366円
固定資産台帳の金額	8,987,841,247円
差 額	3,647,119円
・ 差額の総額	18,800,313円

（是正又は改善の意見）

固定資産台帳等諸帳簿については、相互に関係する会計帳簿と随時、照合するなど、関係規程に基づき適正に整備すること。

（病院局）

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対 象 公 所 ふくしま医療センター こころの杜
 実 施 年 月 日 令和5年7月26日
 実 施 方 法 実地監査
 担 当 監 査 委 員 山 田 平 四 郎
 佐 竹 浩

事業経営の状況

令和4年度の患者数は、入院が延べ27,682人、外来が延べ23,722人であり、前年度と比較して、入院は4,361人（13.6%）の減小、外来は1,946人（8.9%）増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の4件の指導事項については是正・改善を求めた。

（指導事項）

- ・ 決算に当たり、医業未収金に係る貸倒引当金について、残高と当期設定金額の差額を計上した上で、収益又は費用に計上すべきところ、これを行わなかったため、特別損失及び医業外収益が過小となっている。
- ・ 医療観察法病棟窓セキュリティシステム保守点検業務委託に当たり、債務負担行為等必要な手続を行わずに、令和5年度の期間を含む契約を締結し、契約額全額を前金払している。
- ・ 看護職員勤務予定作成システムについて、減価償却費を誤って二重計上している。
- ・ 小切手帳の未使用用紙について、出納取扱金融機関の確認及び打抜処理が行われないまま保管されている。

対 象 公 所 県立南会津病院
 実 施 年 月 日 令和5年7月14日
 実 施 方 法 実地監査
 担 当 監 査 委 員 高 橋 宏 和
 事業経営の状況

令和4年度の患者数は、入院が延べ12,197人、外来が延べ59,840人であり、前年度と比較して、入院は2,234人（15.5%）の減小、外来は1,475人（2.5%）増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の2件の指摘事項及び2件の指導事項については是正・改善を求めた。

（指摘事項）

固定資産の維持管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

固定資産については、常に現況を把握し、その増減異動を固定資産台帳に整理すべきであるにもかかわらず、これを適正に行っていないかった。

令和4年度に固定資産台帳に登録されている器械備品の現物確認を行ったところ、昭和63年2月以降に取得した器械備品のうち189件が亡失していることが判明し、特別損失に13,168,773円を計上している。

（是正又は改善の意見）

固定資産の維持管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

特に、固定資産管理権者は、常にその管理する固定資産の現況を把握し、固定資産台帳により固定資産の増減異動を整理するとともに、固定資産の滅失、廃棄等があった場合、その都度、適切な処理を行うこと。

（指摘事項）

固定資産の減価償却に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

病院情報システム（平成30年9月25日取得、取得価格93,530,160円）について、耐用年数に基づき取得年度の翌年度から減価償却を行うべきところ、固定資産台帳システムへの耐用年数の入力漏れにより減価償却が適正に行われず、令和元年度から令和3年度までの分について、令和4年度に特別損失62,820,210円を計上している。

（是正又は改善の意見）

固定資産の減価償却に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

（指導事項）

- ・記載誤りのあった小切手用紙について、朱書き斜線・使用不可の表示をせずにそのまま保管されている。また、小切手帳の未使用用紙について、出納取扱金融機関の確認及び打抜処理が行われないうまま保管されている。
- ・県のETCカードを借り私有車で出張した職員が、出張後、ETCカードの返却を忘れ、私用で使用している。

対 象 公 所 大野病院
実 施 年 月 日 令和5年8月8日
実 施 方 法 書面監査
担 当 監 査 委 員 佐 竹 浩
事 業 経 営 の 状 況

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

（監査総務課）